

ブロック塀等の緊急的な安全対策について

1 これまでの取組について

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によりブロック塀が倒壊し、小学生の児童が亡くなったことを受けて、区は平成30年11月に「港区ブロック塀等除却・設置工事支援事業（以下「工事支援事業」という。）」を開始しました。

令和4年度からは、所有者の求めに応じて区が専門家を派遣し、ブロック塀等の状況を現地で確認したうえで、安全性の判断、改修方法、法的手続きのアドバイスを無料で行う「ブロック塀等耐震アドバイザー制度（以下「アドバイザー制度」という。）」を開始しています。

2 被害想定の見直しについて

令和4年5月25日、東京都防災会議は「東京都の新たな被害想定」を公表しました。都内で最大規模の被害が想定される地震が、東京湾北部地震（M7.3）から都心南部直下地震（M7.3）に代わり、区内における死傷者や全壊建物棟数が減ったものの、ブロック塀等の倒壊による死傷者は増加しています。

被害想定と比較（港区）

	東京湾北部地震 冬の夕方18時 風速8m/s 平成24年4月公表	都心南部直下地震 冬の夕方18時 風速8m/s 令和4年5月公表
死者/負傷者	200人/9,127人	127人/5,274人
建物被害（全壊）	2,150棟	782棟
ブロック塀等倒壊による死者	1人	5人
ブロック塀等倒壊による負傷者	42人	155人

3 緊急的な安全対策としての制度の拡大について

首都直下型地震の切迫性や新たな被害想定の内容を踏まえ、ブロック塀等の除却工事及びその後の設置工事に係る費用の助成額を拡大し、ブロック塀等の安全対策に緊急的に取り組みます。

(1) 拡大の期間

令和4年11月1日から令和7年3月31日

(2) 対象となるブロック塀等

区内の道路沿いに設けられたブロック塀等で、アドバイザー制度による安全性判断の結果、危険性が高いと判断されたもの。

【アドバイザー制度の対象者】

大企業、不動産賃貸業、国・地方公共団体以外の者

（個人、マンション管理組合、中小企業、宗教法人、社会福祉法人等）

(3) 助成額

	現行	拡大
除却工事	6,000円/m以内	工事に要した費用の全額 (上限額: 150万円)
設置工事 (除却に伴うもの)	1万円/m以内 又は 工事に要した費用の1/2 の少ない方の額 (上限額: 20万円)	工事に要した費用の2/3 (上限額: 100万円)

4 今後のスケジュール (予定)

令和4年 9月 令和4年第3回港区議会定例会 (補正予算案提出)
11月1日 制度の拡大及び周知の開始